

別記様式（第3条関係）

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象工事）

第1条 本工事は、西条市週休2日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

（実施協議）

第2条 受注者は、週休2日確保工事に取り組むか否かを、工事着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。（契約後の週休2日確保工事の再確認）

- 2 受注者は、前項の規定による協議により週休2日確保工事を実施する場合は、次条及び第4条に定めるところにより取り組まなければならない。
- 3 受注後、受注者は発注者と協議の上、次の取組に変更することができる。なお、工事着手日以降は、通期の週休2日確保工事から週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保工事への変更は認めないものとする。
 - (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事
 - (2) 月単位の週休2日確保工事
 - (3) 通期の週休2日交替制工事
 - (4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事
 - (5) 月単位の週休2日交替制工事

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。
- 3 受注者は、現場閉所日には、元請け及び下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、次に掲げる作業を除く。
 - (1) 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務等の現場管理上必要な作業
 - (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
 - (3) 発注者の指示による作業

（実施方法）

第4条 受注者は、工事請負契約約款に規定する工程表及び設計図書で定める施工計画について、週休2日を確保することができる計画にしなければならない。

- 2 受注者は、第2条第3項により取組を変更する場合は、工事着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保工事
工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保を反映したものとする。
- (2) 通期、週単位（完全週休 2 日）又は月単位の週休 2 日交替制工事
受注者は、通期、週単位（完全週休 2 日）又は月単位の週休 2 日交替制工事を実施する場合、各取組に応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容及び休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載の上、発注者に通知し、承諾を得ることで、週休 2 日の取組を次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事は、通期若しくは月単位の週休 2 日確保工事又は通期、週単位（完全週休 2 日）若しくは月単位の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休 2 日確保工事は、通期の週休 2 日確保工事又は通期若しくは月単位の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
 - (3) 通期の週休 2 日確保工事及び月単位の週休 2 日交替制工事は、通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
 - (4) 週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日交替制工事は、通期又は月単位の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者は、工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休 2 日確保工事又は週休 2 日交替制工事である旨を明示し、周知しなければならない。
- 5 受注者は、前条第 2 項に規定する現場閉所日の振替を行う場合は、工事打合簿にその理由及び振替を行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、工事途中において週休 2 日確保工事又は週休 2 日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、現場閉所率又は休日率を確認することができる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載例参考）を作成の上、発注者に提出するとともに、工事日報、K Y 活動日誌等を整備し、発注者から請求があった場合は、速やかに提出又は提示しなければならない。

（費用の計上）

- 第 5 条 月単位の週休 2 日確保工事（港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。））に取り組んだ工事については、要領第 6 条に基づき設計変更を行い、各取組に係る費用を計上するものとする。
- 2 発注者の承諾がない取組の変更については、週休 2 日が実施されていないものとして取り扱うものとする。

（アンケート調査等）

- 第 6 条 受注者は、発注者が週休 2 日確保工事等に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。工事完成後においても同様とする。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、週休2日確保工事等の試行に関し、必要な事項は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考) 第4条第4項「工事看板等」表示

○ ○ 工 事 中	
週休2日確保工事	
○○第○○号	
○○○○○○○○工事	
区間	西条市○○町
期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工者	○○建設株式会社
電話番号 ○○-○○○○	
発注者	西 条 市 長
監督	○ ○ 部 ○ ○ 課
電話番号 (代表) ○○-○○○○	

(参考) 第4条第7項「工事履行報告書」記載例

工事履行報告書

工 事 名	〇〇改良工事		
工 期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
日 付	令和〇年〇月〇日 (〇月分)		
現場閉所日	〇日 (土)、〇日 (日)、〇日 (土)、〇日 (日)、〇日 (土)、〇日 (日)、 〇日 (土)、〇日 (日) /計8日		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考 (現場閉所日)
6 月	5.0%	5.0%	現場工事着手日：〇月〇日 (4日)
7 月	20.0%	20.0%	(9日)
8 月	35.0%	35.0%	8月13日～15日夏季休暇 (7日)
9 月	50.0% (45.0%)	45.0%	(8日)
10 月	70.0% (65.0%)		
11 月	80.0% (80.0%)		
12 月	100.0% (100.0%)		現場作業終了日：
			(現場閉所日計 〇〇日)
(記事欄)			

現場代理人又は主任技術者 氏名 _____